

公益社団法人日本語教育学会
代議員総会運営規程

制 定	2012 年 1 月 21 日 2011 年度第 1 回臨時総会
一部改正	2012 年 3 月 24 日 2011 年度第 2 回臨時総会
一部改定	2016 年 12 月 11 日 2016 年度第 2 回理事会
一部改定	2017 年 3 月 19 日 2016 年度第 3 回理事会
一部改定	2019 年 3 月 17 日 2018 年度第 3 回理事会
一部改定	2020 年 10 月 23 日 2020 年度第 4 回書面決議
一部改定	2024 年 12 月 22 日 2024 年度第 2 回理事会

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この代議員総会運営規程(以下「本規程」という。)は、公益社団法人日本語教育学会(以下「本学会」という。)定款第 22 条の規定に基づき、代議員総会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 章 代議員総会の招集の手続等

(招集の手続)

第2条 代議員総会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定める。

- (1) 代議員総会の日時及び場所
- (2) 代議員総会の目的である事項
- (3) 書面によって議決権を行使することができる旨
- (4) 電磁的方法によって議決権を行使することができる旨
- (5) 次に掲げる事項
 - ア. 代議員総会参考書類に記載すべき事項
 - イ. 書面による議決権の行使については議決権行使書を開催日の前日までに提出すべき旨

- ウ. 電磁的方法による議決権の行使については開催日の前日までにすべき旨
- (6) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項
- (7) 次に掲げる事項が代議員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要
 - 7. 役員等の選任
 - イ. 役員等の報酬等
 - ウ. 事業の全部の譲渡
 - エ. 定款の変更
 - オ. 合併

(招集の通知)

- 第3条 代議員総会を招集するには、会長は、代議員総会の開催日の2週間前までに、代議員に対して書面でその通知を発しなければならない。
- 2 前項の通知には、第2条各号に掲げる事項を記載するとともに、代議員総会参考書類及び議決権行使書、出席票その他必要な書類を同封しなければならない。

第4章 代議員総会の開催

(会場の設営等)

- 第4条 代議員総会の開催の際には、会場を設営し、議事運営に必要な職員等を配置する

(代議員の出席)

- 第5条 代議員総会に出席する代議員(団体会員にあっては指定代表者)は、会場の受付において、予め送付を受けた出席票の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。
- 2 代議員の代理人として代議員総会に出席する者は、会場の受付において、前項の出席票と委任状の提出等によりその資格を明らかにしなければならない。

(代議員以外の者の出席)

- 第6条 理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、代議員総会に出席しなければならない。
- 2 本会の職員及び弁護士等は、議長、理事又は監事を補助するために、議長の許可を得て代議員総会に出席することができる。

第4章 代議員総会の議事

(議長の権限)

第7条 議長は、代議員総会の秩序を維持し、議事を整理する。

- 2 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命じることができる。
 - (1) 代議員又はその代理人として出席した者であって、その資格を有しないことが判明した者
 - (2) 議長の指示に従わない者
 - (3) 代議員総会の秩序を乱した者
- 3 議長は、議長の指示に従わない発言、議題に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、代議員総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。

(定足数の確認)

第8条 議長は、代議員総会の開会に際し、事務局に出席者数を確認させ、会場に報告しなければならない。

(開会の宣言)

第9条 開会の予定時刻が到来したときは、議長は議場に開会を宣言する。

(開会時刻の繰り下げ)

第10条 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開会時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入場している代議員等に対して遅滞なく繰り下げられた時刻を通知しなければならない。

(議題の付議の宣言)

第11条 議長は、各議事に入るに当たり、その議題を付議することを宣言する。

- 2 議長は、あらかじめ招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。
- 3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第12条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対しその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合、理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

- 2 代議員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めるときは、議長は理事又は監事に対し説明を求めなければならない。ただし、当該事項が当該代議員総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが代議員の共同の利

益を著しく害する場合その他の理由がある場合と議長が認める場合はこの限りでない。

- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 43 条、第 44 条又は第 49 条第 3 項の規定により代議員から提案があった場合、議長はその代議員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第13条 議題について発言するときは、議長の許可を受けなければならない。

- 2 発言の順序は、議長が決定する。
- 3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言時間を制限することができる。

(議事進行動議)

第14条 代議員は、代議員総会の議事進行に関し、動議を提出することができる。

- 2 前項の動議については、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 議長は、第 1 項の動議が、代議員総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他動議に合理的な理由がないことが明らかなきときは直ちに却下することができる。

(議長不信任動議)

第15条 代議員総会の議長が、その代議員総会において出席代議員の中から選出されたときは、議長不信任動議を提出することができない。

- 2 議長不信任動議が提出されたときは、議長は速やかに採決しなければならない。
- 3 前項の動議が決議されたときは、事務局長が仮議長となり、その代議員総会の議長を出席代議員の中から選出する。

(採決)

第16条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。

- 2 議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。ただし、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補につき採決を行わなければならない。
- 3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。
- 4 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

- 5 修正案の採決においては、書面又は電磁的方法によって、原案に賛成の旨行使された議決権については、修正案に反対の意思が表明されたものとして、また原案に反対又は棄権の旨行使された議決権については、修正案の採決につき棄権したものとして取り扱う。
- 6 議長は、議決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。
- 7 議長は、採決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。

(出席した代議員の議決権の数)

第17条 代議員総会の議決については、次の数の合計数を出席した代議員の議決権の数とする。

- (1) 出席した代議員本人の議決権の数
- (2) 代理人を出席させた代議員の議決権の数
- (3) 議決権行使書を開催日の前日までに提出した代議員の議決権の数
- (4) 電磁的方法により開催日の前日までに議決権を行使した代議員の議決権の数

(採決結果の宣言)

第18条 議長は、採決が終了した場合には、その結果並びにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(休憩)

第19条 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。

(延期又は続行)

第20条 代議員総会を延期又は続行する場合は、代議員総会の決議による。

- 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。
- 3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかに代議員に通知しなければならない。
- 4 延会又は継続会の日は、当初の代議員総会の日より 2 週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第21条 議長は、すべての議事が終了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第22条 代議員総会の議事については、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、別表に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。また、議長及び出席した理事2名はこれに記名押印しなければならない。

(議事の経過及びその結果の報告)

第23条 議長は、欠席した代議員に対して、書面をもって議事の経過及びその結果の概要を遅滞なく報告するものとする。

2 会長は、代議員総会の議事の経過及びその結果の概要を会誌等に掲載するものとする。

第5章 事務局

(事務局)

第24条 代議員総会の事務局は、本会の事務局長がこれに当たる。

第6章 雑則

(改廃)

第25条 本規程の改廃は、代議員総会の議決を経て行う。

附 則

本規程は、公益社団法人日本語教育学会の設立の登記の日（2013年4月1日）から施行する。

附 則

本規程の改定は、2012年3月25日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2016年12月12日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2017年3月20日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2019年3月18日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2020年10月24日から施行する。

附 則

本規程の改定は、2024年12月22日から施行する。

別表（第22条関係）

議事録記載事項

1. 開催された日時及び場所
2. 議事の経過の要領及びその結果
3. 決議を要する事項について特別の利害関係を有する代議員があるときは、当該代議員の氏名
4. 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - (1) 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - (2) 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された代議員総会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - (3) 監事が、理事が代議員総会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し又は著しく不当な事項があるものと認めて、代議員総会に報告したとき
 - (4) 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
5. 代議員総会に出席した理事及び監事の氏名
6. 議長の氏名
7. 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名